

第1 審査会の結論

福島県監査委員（以下「実施機関」という。）が、令和4年12月16日付け4福監第290号で行った公文書不開示決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別表の「開示すべき部分」を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。
- 2 別表の「不開示とすべき部分」を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和4年12月2日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「令和4年11月28日付、4福監第267号について。この通知に至った監査委員会の会議録及び会議資料のすべて。なお、請求者（私）が提出した書類と同じものがこれに交じっていた場合にはそれを除く。」という内容で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、令和4年12月16日付けで、本件開示請求に対応する公文書（以下「対象公文書」という。）を特定した上で、「当該文書は、住民監査請求に係る審議の方針や手法等に関する情報が含まれており、公開されることにより、将来の同種の住民監査請求対応事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがある。」ことを理由に条例第7条第6号を適用し、不開示にするとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年1月10日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、審査請求書に不備があったため、令和5年1月18日付けで審査請求人に対して補正を命じ、審査請求人は当該補正命令に従って、令和5年1月24日付けで補正書を提出した。
- 5 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和5年3月8日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会に諮問を行った。
- 6 審査請求人は、条例第26条の2の規定により、平成5年3月28日付けで、同条第1項第1号に規定する反論書を実施機関へ提出した。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、対象公文書の開示を求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求の理由は、審査請求書、補正書、反論書及び意見書の内容を総合すると、次のとおりである。
 - (1) 対象公文書について
ア 実施機関は、「これ以外に対象となる公文書は存在しない。」と主張している

が、本当かどうかは第三者が確認をしてみなければ分からない。

イ 会議の招集通知や会議室の使用履歴、ICレコーダー等による記録の有無、会議録そのもの、パソコン上に残っている作成日のログ、監査委員個々が会議録を確認したとする押印跡（監査委員の印鑑を事務局で預かっていないかどうかも含む。）、保存ファイルそのもの、全ての裏付けを取った上でしか存否の実態は分からない。また、ICレコーダー等の録音を聴きながら会議録を確認しなければその内容が正確なものだったのかも分からないので、当該主張は認められない。

(2) 条例第7条第6号について

ア 条例の前文あるいは目的は、県民の利益を最優先と考えており、不開示などの例外は個人情報などを除き極力抑制的に扱われるべきである。条例の趣旨からみれば監査委員の利益や都合よりも開示を優先させるべき案件である。

イ 実施機関は「監査委員協議会における厳格な審議の結果、委員合意の下に判断を下していることは間違いのない事実」と主張しているが、厳格かどうかは当事者ではなく第三者が判断するものである。

ウ 監査委員協議会の行われた方式、会議の開始と終了の時間、事務局の説明内容、配布された資料、監査委員個々の発言内容、議長の総括など、全てを詳らかにする事で初めて第三者が見ても慎重かつ公正な審議だったのかどうか判断できるので、一方的な主張は認められない。

エ 実施機関は「十分な議論がつくされていない等の誤解を招来し、審議の結果に対する疑念を生じさせ、信頼性を損ねるおそれがある」と主張しているが、受け手側が判断することであり、実施機関がここまで具体的に懸念を抱いているのであれば、議事進行はそれらを避けて運営できるはずである。

オ 実施機関は「請求人の主張に関する情報については、その全てを公表することは予定されていない」と主張するが、実施機関の匙加減でいかようにも結論を誘導できるという暴露であり、公平性や信頼性に関わる大きな問題である。

カ 実施機関は「住民の今後の住民監査の権利行使に当たって萎縮的効果をもたらす事態も予測され」と主張するが、萎縮するかどうかは受け手側の判断であり、仮に高圧的に、あるいは世間に晒すといった悪意を持って事務処理を行っているとなれば大問題であり、当然に配慮はされるべきものである。

キ 実施機関は「審議の妥当性に対する異議を唱えられることにより、監査業務の公正で円滑な執行・運営に支障を生じるおそれがある」と主張しているが、法や条例に規定されている以上の異議は無視をすればいいことで、何も恐れる必要はない。

ク 今回の会議録の開示請求は私（審査請求人）が行った住民監査請求に対し、なぜその結論に至ったのかを他にもない私自身が知りたいと請求しているのであり、利害関係者は私だけであり、会議録が公開されることで利益や損失を被るのも私だけである。

ケ 実施機関は、条例第7条第6号アに該当すると主張しているが、4福監第290号の公文書不開示決定通知書には「ア」に該当するとは一切書かれていない。

コ 実施機関が恣意的に条例第7条第6号アに該当すると決めつければそこで話

は終わってしまう。条例第7条第6号アに該当するかどうかは会議録そのものを見なければ判断できない。

(3) 条例第9条について

ア 条例第9条の「公益上の理由による裁量的開示」には一切触れず、同条に照らして開示することができない理由も付されていないことは、実施機関が同条の解釈を怠った不作為である。

イ 仮に監査委員協議会が条例第9条の事柄の重要性を認識していたのであれば当然に会議録の中にも条例第9条に関する記載があるはずである。

ウ 条例第9条はあくまでも「公文書は原則公開するように」と念押しする為の条文であり、実施機関側の主張は条例の趣旨とは異なる穿った見方である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による理由説明の内容を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

対象公文書は、「令和4年11月28日付け4福監第267号の通知に至った監査委員協議会の会議録及び会議資料のすべて」であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

2 不開示理由について

(1) 条例第7条第6号の該当性について

ア 住民監査請求に係る監査は、事柄の重要性とともに、住民訴訟の前置手続となることから、慎重かつ公正な審議を必要とし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第11項において、監査や勧告等の決定は監査委員の合議によるものとされており、監査委員協議会において審議を行っている。

イ 住民監査請求がなされた場合には、監査委員協議会における厳格な審議の結果、委員合意の下に監査や勧告等の決定の判断を下していることは間違いのない事実であり、その結果は、理由を明確に示し、監査請求人に通知をしている。

ウ 対象公文書である監査委員協議会の会議録及び会議資料には、住民監査請求に係る具体的な審議の方針や手法等に関する情報、それらに基づく判断途上の未成熟な情報が含まれている。それらの情報を公開することにより、変遷の事実を捉えて一貫性に欠けるとか、取り上げるべき問題点が取り上げられていない、十分な議論がつくされていない等の誤解を招来し、審議の結果に対する疑念を生じさせ、信頼性を損ねるおそれがある。

エ 対象公文書には監査請求人の主張に関する情報も含まれているが、住民監査請求における請求人の主張に関する情報については、その全てを公表することは予定されていないところであり、これを公開することとなれば、住民の今後の住民監査の権利行使に当たって萎縮的効果をもたらす事態も予測され、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないおそれがある。

オ 住民監査請求の審議にあたっては、監査委員の合理的裁量に委ねられており、どういった場合は却下、どういった場合は補正など、個々の事案ごとに細かい判

断は異なり、一律の取扱いとはならない。そうした中、対象公文書に記載された表面的、形式的な一部分のみを捉えて、審議の妥当性に対する異議を唱えられることにより、監査業務の公正で円滑な執行・運営に支障を生じるおそれがある。

カ 条例第7条によれば、公文書は原則開示しなければならないが、本件開示請求は同条第6号アに該当するものとして不開示としたものであり、監査委員の都合や利益を優先させたものではない。

キ 条例第7条第6号アに該当することを、本件処分の際に記載していなかったのは、アは第6号に含まれるためであり、虚偽の記載をしたものではない。

(2) 条例第9条の該当性について

ア 条例第9条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示にすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があると認められるときには、実施機関の高度の行政的判断により裁量的開示を行うことができるものと定めたものである。

イ 本件は、条例第7条第6号アに該当するので不開示としたものであり、不開示にすることにより保護される利益に優越する公益上の利益があるとは認められない。

第5 審査会の判断

1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件開示請求の内容を踏まえ、前記第4の1のとおり対象公文書を特定したところであるが、不開示決定通知書及び弁明書に具体的な公文書名が記載されていなかった。そこで、当審査会において、実施機関に対して対象公文書の提出を求め、実際に見分し、以下の対象公文書の存在を確認した。

不開示決定を行う場合であっても、存否応答拒否の場合を除き、不開示決定通知書に公文書の件名又は内容を記載する必要があるため、不開示決定通知書に公文書名を記載しなかったことは不相当であったものの、実施機関の当該特定に係る手続の不備を認めるに足る事実があったとは認められず、また、実施機関が特定した公文書の他に本件請求に対応する公文書の存在を推認させる事情も認められなかった。

そのため、当審査会は、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものとして、以下、本件処分による不開示情報の該当性について検討する。

- (1) 監査委員協議会資料（令和4年10月24日）（令和4年10月25日）（令和4年10月26日）
- (2) 監査委員協議会結果資料（令和4年10月24日）（令和4年10月25日）（令和4年10月26日）
- (3) 監査委員協議会資料（令和4年11月22日）
- (4) 監査委員協議会結果資料（令和4年11月22日）

2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」として

いる。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第6号に該当することを理由に対象公文書を不開示としているが、審査請求人は、対象公文書全ての開示を求めていることから、同号による不開示情報の該当性を検討する。

3 条例第7条第6号について

(1) 条例第7条第6号の趣旨及び規定について

条例第7条第6号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示情報とする趣旨の規定である。

本号アに規定する、監査、検査、取締り又は試験に係る事務については、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

同号に規定された、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる場合を意味するものと解すべきである。

事務又は事業の「適正な遂行」に支障を及ぼす情報か否かを判断するに当たっては、当該支障と当該情報を開示することの公益上の必要性とを比較衡量し、前者が後者を上回る場合にのみ、この不開示情報に該当すると解するのが相当である。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号の該当性について、公文書毎に以下検討する。

ア 監査委員協議会資料（令和4年10月24日）（令和4年10月25日）（令和4年10月26日）

(ア) 公文書の内容

住民監査請求の要件審査について協議するための資料であり、以下の公文書から構成される。

a 監査委員協議会次第

監査委員協議会の期日、監査委員の氏名、協議事項の見出しが記載されていると認められる。

b 住民監査請求要旨

監査請求人の氏名、住所、監査請求書の提出日・受付日、請求内容の要旨（監査請求人の主張）が記載されていると認められる。

c 住民監査請求の要件（事前）審査表

住民監査請求の要件審査を行うための資料であり、監査請求書の提出日、監査請求人の氏名、要件項目、監査請求人の主張、監査委員事務局の対応案、対応案の判断理由、要件審査の判定、事前審査の結果が記載されていると認

められる。

d インターネット記事

監査請求に係る事業の紹介記事が掲載されていると認められる。

(イ) 条例第7条第6号の該当性

a 監査委員協議会次第

監査委員協議会の期日、監査委員の氏名、協議事項の見出しは、形式的な記載事項に過ぎず、実施機関が主張する「変遷の事実を捉えて一貫性に欠けるとか、取り上げるべき問題点が取り上げられていない、十分な議論が尽くされていない等の誤解を招来し、審議の結果に対する疑念を生じさせ、信頼性を損ねるおそれ」に繋がる内容とは認められず、また、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第6号には該当しない。

b 住民監査請求要旨

前記aの判断と同様の理由により、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

c 住民監査請求の要件（事前）審査表

前記aの判断と同様の理由により、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

d インターネット記事

前記aの判断と同様の理由により、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

イ 監査委員協議会結果資料（令和4年10月24日）（令和4年10月25日）（令和4年10月26日）

(ア) 公文書の内容

前記アの監査委員協議会の協議結果を取りまとめた資料であり、協議会の日時、場所、監査委員の氏名、事務局職員の氏名、協議事項の見出し、事務局の説明内容、監査委員の意見が記載されていると認められる。

(イ) 条例第7条第6号の該当性

監査委員の意見に関し、法第242条第11項において「監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるもの」とされているが、合議の協議内容に関し、公表を求める規定は確認できなかった。

このように公表を予定していない監査委員の意見については、公開されることにより、将来の同種の住民監査請求に係る監査委員協議会において監査委員の発言の萎縮等による会議の硬直化が懸念され、自由かつ率直な意見交換の抑制につながるなど、公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあると認められる。

また、当該監査委員協議会における監査委員の不確定的、個人的な見解までもが県民の監視、批判の対象とされることになれば、住民監査請求において監査委員が適正な監査結果を導き出すための意思形成の場としての機能が失われる危険性も十分に考えられ、結果として、公正で円滑な議事運営が著しく損な

われ、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。

これ以外については、前記ア(イ) a の判断と同様の理由により、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

ウ 監査委員協議会資料（令和4年11月22日）

(ア) 公文書の内容

住民監査請求の要件審査結果を協議するための資料であり、以下の公文書から構成される。

a 監査委員協議会次第

監査委員協議会の日時、場所、協議事項の見出し、配布資料名が記載されていると認められる。

b 福島県職員措置請求について（通知）（案）

監査請求に対する審査結果の通知文案であり、監査請求人の氏名、監査委員の氏名、監査請求要旨（監査請求人の主張）、要件の審査過程、結論が記載されていると認められる。

(イ) 第7条第6号の該当性

前記ア(イ) a の判断と同様の理由により、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

エ 監査委員協議会結果資料（令和4年11月22日）

(ア) 公文書の内容

前記ウの監査委員協議会の協議結果を取りまとめた資料であり、監査委員協議会の日時、場所、監査委員の氏名、事務局職員の氏名、協議事項の見出し、協議結果の概要、監査委員の意見が記載されていると認められる。

(イ) 第7条第6号の該当性

監査委員の意見については、前記イ(イ)の判断と同様の理由により、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。

これ以外については、前記ア(イ) a の判断と同様の理由により、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

4 条例第7条第2号について

条例第7条第6号による不開示が妥当でないと判断した部分について、監査委員及び事務局職員の氏名、監査請求人の氏名、住所、監査請求人の主張といった個人情報が記載されていると認められる。

実施機関は「資料には監査請求人の主張に関する情報も含まれているが、住民監査請求における請求人の主張に関する情報については、その全てを公表することは予定されていないところであり、これを公開することとなれば、住民の今後の住民監査の権利行使に当たって萎縮的効果をもたらす事態も予測され、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないおそれがある。」と主張している。

一方、審査請求人は「利害関係者は私だけであり、会議録が公開されることで利益や損失を被るのも私だけである」とし、個人情報に関する部分の開示を主張しているため、第7条第2号の該当性について検討する。

(1) 条例第7条第2号の趣旨及び規定について

条例第7条第2号は、本文で「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号ただし書ア）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ただし書イ）及び当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書ウ）は、不開示情報から除かれる。

この規定は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、プライバシーはいったん開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、特にプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的として、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とすることを定めたもので、「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、所属団体、資産、心身の状況、生活記録等、個人に関する全ての情報と解される。

本号ただし書は、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められるものを例外的事項として規定したものである。

(2) 条例第7条第2号本文の該当性について

ア 監査委員の氏名、事務局職員の職名、氏名

監査委員の氏名、事務局職員の職名、氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

イ 監査請求人の氏名、住所

監査請求人の氏名、住所は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

ウ 監査請求人の主張

対象とする行為又は事実の違法性又は不当性、県に発生した又は発生の可能性のある損害等に関する監査請求人の主張は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

(3) 条例第7条第2号ただし書の該当性について

個人に関する情報であっても、例外的に開示するとされるただし書に該当する場合は、開示しなければならないことから、開示・不開示の判断をするに当たって、ただし書の該当性について以下検討する。

ア 監査委員の氏名、事務局職員の職名、氏名

監査委員及び事務局職員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する公務員であって、監査委員協議会の出席は職務の遂行に係る情報であるこ

とから、条例第7条第2号ただし書ウに該当するため、監査委員の氏名、事務局職員の職名、氏名は開示すべきである。

イ 監査請求人の氏名、住所、主張

本事案のように監査委員協議会で協議の結果、請求を却下した場合、各年度の却下件数のみ監査委員事務局ホームページで公表していることから、監査請求人の氏名、住所、主張といった個人情報公表されておらず、公表を予定したものとも認められない。よって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報とも、公務員等の職務に関する情報とも認めることができないことから、ただし書アからウのいずれにも該当せず、監査請求人の氏名、住所、主張は、不開示が妥当である。

(4) その他の審査請求人の主張について

公文書開示請求制度は条例第5条により、何人に対しても等しく公文書を開示するものであり、請求人が誰であっても同様に開示することとなることから、請求者本人の情報であっても不開示情報に該当するものであれば、不開示となる。

審査請求人は「自らの情報であり利害関係人はいない」と主張しているが、前述の理由により当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないため、審査請求人の主張は採用できない。

5 条例第9条について

審査請求人は「条例第9条の公益上の理由による裁量的開示には一切触れず、同条に照らして開示することができない理由も付されていないことは実施機関が同条の解釈を怠った不作為である。条例第9条はあくまでも「公文書は原則公開するように」念押しするための条文であり、実施機関側の主張は条例の趣旨とは異なる穿った見方である。」と主張している。

一方、実施機関は「条例第9条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示にすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があると認められるときには、実施機関の高度の行政的判断により裁量的開示を行うことができると定めたものである。本件は、不開示にすることにより保護される利益に優越する公益上の利益があるとは認められない。また、条例第9条は、公益裁量により開示することが可能との規定であるため、本事案については、あえて第9条の適用については記載する必要性がないと判断した。」と主張しているため、条例第9条の該当性について以下検討する。

(1) 条例第9条の趣旨及び規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と公益上の理由による裁量的開示について規定している。

公益上特に必要があると認めるときとは、一般的には、種々の利益衡量を行った上でなお不開示とすることが必要と認められる不開示情報に該当するが、開示請求

に絡む個別具体的な事情等の存在により、当該請求の対象である公文書を開示すべき公益上の必要性が特に認められる場合をいう。

その際、特に個人に関する情報の場合には、最大限保護されるよう配慮が必要とされており、公開により不利益を被ることとなる個人の権利利益の保護の要請を十分考慮しなければならない。

(2) 条例第9条の該当性について

前述したとおり対象公文書の不開示情報のうち、「監査請求人の氏名、住所、主張」は条例第7条第2号の個人に関する情報であり同号ただし書のいずれにも該当せず不開示が妥当、「監査委員の意見」は条例第7条第6号の事業執行過程情報に該当し、不開示が妥当と認められるが、不開示情報の性質と開示による公益を比較衡量しても、対象公文書について公益上特に公開する必要があるとは認められないことから不開示が妥当である。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は、実施機関が作成した書類には虚偽の記載がある旨を主張しているが、当審査会は、実施機関が行った開示決定等（条例第11条第1項及び第2項の決定をいう。）の妥当性について調査審議を行う機関であって、公文書に記載された内容の真偽又は正否について調査審議する機関ではないため、審査請求人の当該主張の是非については、当審査会で判断しないものとする。

7 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

8 付言

不開示決定を行う場合であっても、存否応答拒否の場合を除き、不開示決定通知に公文書の件名又は内容を記載する必要がある。

本事案については、存否応答拒否には該当せず、公文書について全て不開示とした場合であっても、条例第11条第2項の規定により、公文書名は特定した上で開示請求人に対して通知をする必要があるため、実施機関においては、県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重の上、条例の適切な解釈・運用に努めるよう付言する。

また、公文書開示請求制度は条例第5条により、何人に対しても等しく公文書を開示するものであり、請求人が誰であっても同様に開示することとなることから、請求者本人の情報であっても不開示情報に該当するものであれば、不開示となるが、本事案のように、監査請求人本人の情報開示を求める場合、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求により、監査請求人本人の情報開示を求められる機会が設けられていることから、実施機関においては、県民が求めている情報を開示できるよう、情報提供を行うなど適切な制度の利用を促すよう付言する。

審査請求は、迅速かつ公正な手続きの下で行政庁への不服申立てを行うことによる国民の権利救済と行政の適正な運営の確保が趣旨となっている。

開示決定等について審査請求がなされた際には、福島県情報公開審査会への諮問が

規定されていることから（条例第19条第1項）、審査会への諮問及び審議も迅速な手続きが求められている。

他方で、国民の権利救済と行政の適正な運営という重要な事項を取扱うため、迅速な審議を見据えつつも、拙速なものとならないよう丁寧に審議することが求められている。

原則的に審査請求があった順に審査を行っているところ、諮問されている事案数が多数に及ぶ場合や、諮問されている事案の中に極めて大量の公文書の一部開示決定の当否を判断する必要があるような場合には、審議の開始や答申に時間を要する場合もあり得る。

本件における審議開始の遅延はこのような事情によるところであるが、なお迅速な審議に努めていくこととしたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別表

公文書の件名	開示すべき部分	不開示とすべき部分	不開示理由
監査委員協議会資料 (令和4年10月24日) (令和4年10月25日) (令和4年10月26日)	監査請求人の氏名、住所、主張以外全て	監査請求人の氏名、住所、主張	第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
監査委員協議会結果資料 (令和4年10月24日) (令和4年10月25日) (令和4年10月26日)	監査委員の意見以外全て	監査委員の意見	第7条第6号 県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
監査委員協議会資料 (令和4年11月22日)	監査請求人の氏名、主張以外全て	監査請求人の氏名、主張	第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
監査委員協議会結果資料 (令和4年11月22日)	監査委員の意見以外全て	監査委員の意見	第7条第6号 県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 3月 8日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
令和 6年 8月 1日 (第340回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 6年 8月15日	・審査請求人から意見書を收受
令和 6年 8月28日 (第341回審査会)	・実施機関から公文書不開示決定理由を聴取 ・審議
令和 6年 9月11日 (第342回審査会)	・審議
令和 6年10月 3日 (第343回審査会)	・審議
令和 6年11月 7日 (第344回審査会)	・審議
令和 6年12月19日 (第346回審査会)	・審議
令和 7年 1月16日 (第347回審査会)	・審議
令和 7年 2月12日 (第349回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 暁彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者